

2-⑤ 法令名： 特定都市河川浸水被害対策法(H15法77)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【国土交通大臣の権限】							
4③	流域水害対策計画の策定の同意をすること。	規則33②	—	—	—	—	—	—
32①	都市洪水想定区域の指定等	規則33②	—	自治	—	自治	—	—
34①	測量又は調査のための土地の立入等	規則33②	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
	【河川管理者としての権限】							
4①③～ ⑨	流域水害対策計画の策定等	規則33①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
5①②	流域水害対策計画の実施等	規則33①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
6①～③	雨水貯留浸透施設の整備等	規則33①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
25②③	保全調整池における行為の届出に係る通知を受け ること。	規則33①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			
自治			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-⑥
(1-3)

法令名： 都市再生特別措置法(H14法22)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
37	都市再生事業を行おうとする者から都市計画の決定等の提案を受けること	37	—	自治	—	—
51②	都市計画の決定等に係る協議及び同意(市町村)	規則29 I	—	—	—	—
58②	国道の新設等に係る認可(市町村)	規則29 II	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
/	/	/	
自治			
法定(2)①			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国立公園内における指定等に関する事務

* 権限移譲後斜線: 当権限は整備局長に委任されていない。(都市計画法22①の「二以上の都府県の区域にわたる都市計画を定めること」は国交大臣権限であるため、当条項の提案を受けるのは都市計画決定権者である国交大臣権限。)

2-⑦ 法令名： マンションの建替えの円滑化等に関する法律(H14法78)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
101	マンション建替え事業に係る技術的援助	規則61	規則61	自治	規則61	—	法定 (7)			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7)国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-⑧ 法令名： 高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13法26)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
51①	公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させることの承認	規則39	—	—	—	—
52、53①、54、55	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの認可等(＊)	規則39	—	自治	—	—
56①	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの変更認可(＊)	規則39	—	自治	—	—
<54、55>	事業の変更認可に係る通知等(＊)※56②において準用	規則39	—	自治	—	—
58①	終身建物賃貸借の解約の申入れの承認(＊)	規則39	—	自治	—	—
65	必要な助言及び指導を行うよう努めること(＊)	規則39	—	自治	—	—
66	報告徴収(＊)	規則39	—	自治	—	—
67②③	事業の認可に基づく地位を承継した者からの届出を受け入れること等(＊)	規則39	—	自治	—	—
68	改善命令(＊)	規則39	—	自治	—	—
69①	事業の認可の取消し(＊)	規則39	—	自治	—	—
<55>	事業の認可の取消しに係る通知(＊)※69②において準用	規則39	—	自治	—	—
70①	事業廃止の届出を受けること(＊)	規則39	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

(＊)都道府県が終身賃貸事業者の場合

2-⑨ 法令名： マンションの管理の適正化の推進に関する法律(H12法149)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
45①	マンション管理業登録申請書の受理	規則103	—	—	—	—	自治			
46①②	マンション管理業者登録簿への登録等	規則103	—	—	—	—	自治			
47	マンション管理業者登録簿への登録拒否	規則103	—	—	—	—	自治			
48①②	マンション管理業者登録簿への登録事項の変更の届出受理等	規則103	—	—	—	—	自治			
49	マンション管理業者登録簿等を閲覧に供すること	規則103	—	—	—	—	自治			
50①	廃業等の届出受理(マンション管理業者)	規則103	—	—	—	—	自治			
51	登録の消除(マンション管理業者)	規則103	—	—	—	—	自治			
81	必要な指示(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治			
82	業務停止命令(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治			
83	登録の取消し(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治			
84	監督処分公告(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治			
85	報告徴収(マンション管理業を営む者)	規則103	規則103	—	—	—	自治	○		
86①	立入検査(マンション管理業を営む者)	規則103	規則103	—	—	—	自治	○		
59①	管理業務主任者の登録	規則104	—	—	—	—	自治			
60①④⑤⑥	管理業務主任者証の交付申請の受理等	規則104	—	—	—	—	自治			

2-⑨ 法令名： マンションの管理の適正化の推進に関する法律(H12法149)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
61①	管理業務主任者証の有効期間の更新	規則104	—	—	—	—
62①	管理業務主任者の登録事項の変更の届出受理	規則104	—	—	—	—
64①②	指示及び事務の禁止(管理業務主任者)	規則104	規則104	—	—	—
65	登録の取消し(管理業務主任者)	規則104	規則104	—	—	—
66	登録の消除(管理業務主任者)	規則104	—	—	—	—
67	報告徴収(管理業務主任者)	規則104	規則104	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		

2-⑩ 法令名： 住宅の品質確保の促進等に関する法律(H11法81)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
9①	住宅性能評価機関の登録	規則125	—	—	—	—	自治			
10①②③	住宅性能評価機関の登録の公示等	規則125	—	—	—	—	自治			
<9①>	住宅性能評価機関の登録更新※11②において準用	規則125	—	—	—	—	自治			
12②	登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出受理	規則125	—	—	—	—	自治			
16①	評価業務規程の作成等の届出受理	規則125	—	—	—	—	自治			
16③	不適當な評価業務規程に係る変更命令	規則125	規則125	—	—	—	法定(1)			
20	登録住宅性能評価機関に対する適合命令	規則125	規則125	—	—	—	法定(1)			
21	登録住宅性能評価機関に対する改善命令	規則125	規則125	—	—	—	法定(1)			
22①	登録住宅性能評価機関に対する報告徴収等	規則125	規則125	—	—	—	法定(1)			
23①③	登録住宅性能評価機関の業務の休廃止に係る届出受理等	規則125	—	—	—	—	自治			
24①～③	登録住宅性能評価機関の登録取消等	規則125	規則125	—	—	—	法定(1)			

(*) 評価の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う登録住宅性能評価機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (1) 国家の統治の基本的に密接な関連を有する事務

2-⑪

法令名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30の2④ ⑦	従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務の認可等 (独立行政法人都市再生機構)	規則136	—	—	—	—	自治			
62③	模範定款例を定めること	規則136	—	—	—	—	自治			
115	指導又は助言(計画整備組合)	規則136	—	—	—	—	自治			
119⑥	地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行する 必要があると認めること	規則136	—	自治	—	—	自治			
128①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が土地の所有者等に防災街区整備事業 の認可をしたときに送付)	規則136	—	—	—	—	自治			
143①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業組合の設立等の認可をしたときに 送付)	規則136	—	—	—	—	自治			
171①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が株式会社防災街区整備事業の認可 をしたときに送付)	規則136	—	—	—	—	自治			
179①	事業計画において定めた設計概要の認可 (都道府県が防災街区整備事業を施行しようとする とき)	規則136	—	自治	—	—	自治			
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県施行の事業に係る設計概要の認可をした とき)	規則136	—	自治	—	—	自治			
183①	施行規程等を表示する図書の受理 (都道府県が市町村施行の事業に係る設計概要の 認可をしたときに送付)	規則136	—	自治	—	—	自治			
<179①>	地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業 計画の変更の認可※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	自治			
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県施行の事業に係る設計概要変更の認可 をしたとき)※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	自治			
<183①>	施行規程等を表示する図書の受理 (都道府県が市町村に設計概要変更の認可をしたと きに送付)※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	自治			
188①	施行規程等の認可 (地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行し ようとするとき)	規則136	—	自治	—	—	自治			
<140①③ ④>	地方住宅供給公社から認可申請があったときの市 町村への事業計画の送付等※188③④において準 用	規則136	—	自治	—	—	自治			

2-⑪

法令名： 密集市街地における防災街区の整備に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
〈140⑥〉	事業計画の修正の申告を受けること等※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—
〈143①〉	地方住宅供給公社に認可をしたときに都道府県等に施行規程等を表示する図書を送付すること※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—
〈143①〉	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が施行規程等の認可をしたときに送付)※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—
204①④	権利変換計画の認可等(機構施行事業を除く)	規則136	—	自治	—	—
236③	特定建築者の決定の承認(機構施行事業を除く)	規則136	—	自治	—	—
264③	分担金の協議に係る裁定等(機構施行事業を除く)	規則136	—	—	—	—
268①	報告の徴求等(都道府県又は市町村に対するもの)	規則136	規則136	自治	268①	—
268②	勧告、助言又は援助(都市再生機構)	規則136	—	—	—	—
272①②	是正の要求等(都道府県、市町村又は都市再生機構に対するもの)	規則136	規則136	自治	272②	—
277①	管理規約の認可(都道府県が設立した地方住宅供給公社)	規則136	—	自治	—	—
288①②	防災都市施設に係る都市計画事業の認可等	規則136	—	自治	—	—
304	再審査請求の裁決等	規則136	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			

2-⑫

法令名： 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(H7法39)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【道路管理者としての権限】							
3①～④	電線共同溝を整備すべき道路の指定等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
4①～④、10	電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
5②～⑤	電線共同溝の建設等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
6②	電線共同溝の占用予定者の地位承継の届出の受理	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
8①②	電線共同溝の増設等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
4①～④、5②～⑤、6	電線共同溝の増設等※8③において準用	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
9	道路占用許可等の制限	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
11①	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
12①	電線共同溝の占用に係る変更の許可	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
14②	電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
15①	電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
16②	電線共同溝の占用者に対する工事の中止命令等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
17①	公益上やむを得ないときの措置命令等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			

2-⑫

法令名： 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(H7法39)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
17②④	措置命令等に係る損失補償	令15	—	自治	—	自治	—	—
〈道路法 69②③〉	措置命令等に係る損失補償※17③において準用	令15	—	自治	—	自治	—	—
18	電線共同溝管理規程の制定	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
20②	原状回復に係る必要な指示	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
21	国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
23	負担金収入の帰属	令15	—	—	—	—	—	—
26	電線共同溝の占用許可の取消等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			
法定 (2)①			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-13 法令名： 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(H6法8)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【国土交通大臣の権限】							
14①	計画水道事業者に対し費用を負担させること	省令②II	—	自治	—	自治	—	—
16①～③	負担金を督促し、及び強制的に徴収すること	省令②II	—	自治	—	自治	—	—
	【河川管理者としての権限】							
4④	水道原水水質保全事業の実施促進を要請した旨の通知の受理	省令①	—	法定 (2)②	—	自治	—	—
5⑦⑧⑩	都道府県計画の作成に関し協議を受けること等	省令①	—	法定 (2)②	—	自治	—	—
7①②④ ⑤⑨⑩	河川管理者事業計画の作成、実施等	省令①	—	法定 (2)②	—	自治	—	—
9①④	協議会の設置等	省令①	—	法定 (2)②	—	自治	—	—
10②③	水道原水水質記録の提出を受けること等	省令①	—	法定 (2)②	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-⑭ 法令名： 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(S63法47)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
3①、4①②	宅地開発事業計画の認定等	規則12	—	—	—	—	自治			
5①	宅地開発事業計画の認定等に係る意見聴取	規則12	—	—	—	—	自治			
6①	宅地開発事業計画の認定等の通知	規則12	—	—	—	—	自治			
7①	宅地開発事業計画の変更認定等	規則12	—	—	—	—	自治			
<4①②、5①、6①>	宅地開発事業計画の変更認定に係る意見聴取等※7②において準用	規則12	—	—	—	—	自治			
8	届出の受理(宅地造成の開始)	規則12	—	—	—	—	自治			
9	宅地造成工事の完了の確認	規則12	—	—	—	—	自治			
11	届出の受理(造成宅地の処分)	規則12	—	—	—	—	自治			
12①②	報告徴求等(宅地開発事業の実施状況)	規則12	—	自治	—	—	自治			
13	認定事業者の地位の承継の承認	規則12	—	—	—	—	自治			
14	改善命令(認定事業者)	規則12	—	—	—	—	自治			
15①②	認定の取消し等(宅地開発事業計画)	規則12	—	—	—	—	自治			
<6①>	宅地開発事業計画の認定取消しの通知※15③において準用	規則12	—	—	—	—	自治			

(*)国交大臣権限のうち、日本勤労者住宅協会が施行する宅地開発事業に係るもの以外のものを整備局長へ委任

2-⑮

法令名： 民間都市開発の推進に関する特別措置法(S62法62)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
14の3	事業用地適正化計画の認定	規則12	—	—	—	—
14の5①	事業用地適正化計画の変更の認定	規則12	—	—	—	—
14の6	認定事業者からの報告徴収	規則12	—	—	—	—
14の7	一般承継人等が認定事業者の地位を承継すること の承認	規則12	—	—	—	—
14の10	認定事業者に対する改善命令	規則12	—	—	—	—
14の11①	計画の認定の取消し	規則12	—	—	—	—
14の12	認定事業者に対する勧告	規則12	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-⑯ 法令名： 浄化槽法（S58法43）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
13①、14①②、15	浄化槽の型式の認定	省令4(*1)	—	—	—	—
14③	浄化槽の型式の認定の変更	省令4(*1)	—	—	—	—
16	浄化槽の型式の認定の更新	省令4(*1)	—	—	—	—
18①～③	浄化槽の型式の認定の取消し	省令4(*1)	—	—	—	—
19	浄化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への通知等	省令4(*1)	—	—	—	—
53①	報告徴収等(浄化槽製造業者)	省令4(*1)	—	—	—	—
42①	浄化槽設備免状の交付(交付の決定を除く)	省令25(*2)	—	—	—	—
42③	浄化槽設備士免状の返納の命令	省令25(*2)	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

(*1)浄化槽の型式の認定に関する省令、(*2)浄化槽設備士に関する省令

2-⑰ 法令名： 幹線道路の沿道の整備に関する法律(S55法34)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【国土交通大臣の権限】							
5①	都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること	令14	—	—	—	—	—	—
13③	地方公共団体に対する財政措置	令14	—	—	—	—	—	—
13の4①③	資金の貸付(市町村)	令14	—	—	—	—	—	—
13の6①	情報提供又は指導及び助言(沿道整備推進機構)	令14	—	自治	—	自治	—	—
	【道路管理者としての権限】							
5③	都道府県知事から協議を受けること(沿道整備道路としての指定)	令14	—	法定(2)①	—	自治	—	—
5④	都道府県知事に対し要請すること(沿道整備道路としての指定)	令14	—	法定(2)①	—	自治	—	—
7①②	必要な措置を講ずること(道路交通騒音の減少等のための措置)	令14	—	法定(2)①	—	自治	—	—
7の2①③④	道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等(沿道整備道路)	令14	—	法定(2)①	—	自治	—	—
8①	沿道整備協議会を組織すること	令14	—	法定(2)①	—	自治	—	—
12①②	緩衝建築物を建築する者の費用の一部負担等	令14	—	自治	—	自治	—	—
13①②	必要な助成等の措置等(防音上有効な構造とするために行う工事)	令14	—	自治	—	自治	—	—
13の6②	必要な協力を行うこと(沿道整備推進機構)	令14	—	法定(2)①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
自治			
自治			
法定(2)①			

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
- (2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-⑩

法令名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—
58①、59⑪	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—
59④	施行規程等の縦覧 (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	—	—	—
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等 (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—
59⑭	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	—	—	—
95①	報告徴収、勧告等	規則51の2	規則51の2	自治	95①	—
95②	機構に対する勧告、助言等	規則51の2	—	—	—	—
〈土地区画 整理法124 ~126〉	是正の要求※96において準用	規則51の2	規則51の2 (126①のみ)	—	—	—
99	技術的援助の求めを受けること	規則51の2	規則51の2	自治	—	—
101の10 ①③	費用の補助(都心共同住宅供給事業)	規則51の2	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治	○		
自治			

2-⑱ 法令名： 石油コンビナート等災害防止法(S50法84)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
33②	計画作成の協議を受けること (地方公共団体の長が行う緑地等の設置)	省令4	—	—	—	—	法定 (7)			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-⑳ 法令名： 公有地の拡大の推進に関する法律（S47法66）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
19②	報告徴収、立入検査(土地開発公社)	令9の2	令9の2	自治	19②	—	法定 (7)			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7)国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-⑳ 法令名： 新都市基盤整備法(S47法86)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
7①	申請書の受理 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—	—
13①②	確定収用率の届出及び公告 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—	—
22	土地整理の施行計画の設計概要の認可 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—	—
45①	協議及び同意(都道府県知事が処分計画を定める場合)	規則45	—	自治	—	—
60①	施行者である都道府県に対し、必要な措置を講ずべきことを求めること。	規則45	規則45	自治	—	—
61	報告徴収、勧告等 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	規則45	自治	61	—
63	経済産業大臣の意見を聴くこと	規則45	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治			

2-㉓

法令名： 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(S46法32)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	(政省令での委任規定のみ)									

2-㉓ 法令名： 地方道路公社法(S45法82)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
	【国土交通大臣としての権限】					
5②	定款変更認可	規則22	—	自治	—	—
9①	道路公社設立認可	規則22	—	自治	—	—
9③	国交大臣から総務大臣への協議(道路公社設立認可時)	規則22	—	—	—	—
12⑤	監査結果の意見提出を受けること	規則22	—	自治	—	—
22②	業務方法書変更認可	規則22	—	自治	—	—
31	道路公社余裕金を運用できる有価証券の指定等	規則22	—	—	—	—
34③	道路公社解散認可	規則22	—	自治	—	—
34⑥	都道府県知事から国交大臣への事前協議(解散認可)	規則22	—	—	—	—
35の4	清算中に就職した清算人からの届出を受けること	規則22	—	—	—	—
36の2③④	裁判所に意見を述べること等(道路公社の解散等)	規則22	—	—	—	—
36の3	清算終了の届出を受けること	規則22	—	—	—	—
38①	報告徴収、立入検査	規則22	—	自治	38①	—
39	監督命令	規則22	—	自治	39	—
40①	道路公社から国交大臣への提出書類の経由	規則22	—	法定(7)	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		
自治			

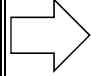
2-㉓ 法令名： 地方道路公社法(S45法82)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
40②	道路公社から国交大臣への提出書類の経由	規則22	—	自治	—	—
41①	設立団体が二以上である道路公社の行うことができる業務の認可	規則22	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			

2-⑳ 法令名： 地方道路公社法(S45法82)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					備考
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
	【道路管理者としての権限】								
5④	道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意	規則22	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
9②	定款を作成する場合の基本計画についての同意	規則22	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

(7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-㉔ 法令名： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(S45法136)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
40の2②	油濁防止緊急措置手引書等の作成等を命ずること	規則41③	規則41③	—	—	—	法定 (7)			
48④	報告徴取 (油濁防止緊急措置手引書等の作成等)	規則41③	規則41③	—	—	—	法定 (7)			
48⑦	油濁防止緊急措置手引書の検査等	規則41③	規則41③	—	—	—	法定 (7)			
49の2	必要な指導、助言及び勧告	規則41③	規則41③	—	—	—	法定 (7)			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7)国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
2の2⑥	住宅供給公社の施行の必要を認めること	規則40	—	—	—	—
7の15①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (個人施行の認可)	規則40	—	—	—	—
19①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の設立の認可)	規則40	—	—	—	—
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の定款等の変更の認可)※38②において準用	規則40	—	—	—	—
<19①>	関係都道府県知事に図書等を送付すること等(地方 住宅供給公社に係る施行規程等の認可等)※58③ ④において準用	規則40	—	—	—	—
50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること (株式会社の市街地再開発事業施行の認可)	規則40	—	—	—	—
<50の8>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開 発会社の合併等の認可)※50の12②において準用	規則40	—	—	—	—
51①	設計概要の認可 (都道府県の市街地再開発事業)	規則40	—	自治	—	—
<51①>	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業の 事業計画変更)※56①において準用	規則40	—	自治	—	—
55①	関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51①の認可時)	規則40	—	自治	—	—
<55①>	関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (56①において準用する51①の認可時)※56①にお いて準用	規則40	—	自治	—	—
58①	施行規程及び事業計画の認可等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—	—
72①④	権利変換計画の認可等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—	—
99の3③	特定建築者決定の承認 (都道府県が設立した地方住宅供給公社に係るも の)	規則40	—	自治	—	—
118の6①	管理処分計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-㉔ 法令名： 都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
〈99の3③〉	施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合の承認※118の28②において準用	規則40	—	自治	—	—
120③	地方公共団体の分担金の裁定等(地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—	—
124①②	報告徴収、勧告等(市街地再開発事業)	規則40	規則40(124①のみ)	自治	124①	—
126①②	処分の取消し、変更若しくは停止等	規則40	規則40	自治	126②	—
133①	管理規約の認可(都道府県が設立した地方住宅供給公社施行に係る認可)	規則40	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		
自治			

2-㉔ 法令名： 都市計画法(S43法100)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
5③	協議を受け、同意すること (都道府県の都市計画区域指定)	規則59の3①	—	—	—	—
6⑤	必要な報告を求めること (都道府県の基礎調査の結果)	規則59の3①	規則59の3②	—	—	—
18③④	協議を受け、同意すること (都道府県の都市計画の決定)	規則59の3①	—	自治	—	—
20①	図書の写しの送付を受けること (都道府県又は市町村の都市計画の決定)	規則59の3①	—	自治	20①	—
24①②④	必要な措置をとるべきことを指示すること等 (都道府県又は都道府県知事を通じて市町村に対し)	規則59の3①	規則59の3②	—	(24④)	—
59①②⑥、60①、60の2②、61	都市計画事業を施行することの認可等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
62①	都市計画事業の認可等の告示等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
63①	事業計画の変更認可 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
72③	土地等の収用又は使用に係る告示 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
80①②	国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助言等を行うこと	規則59の3①	規則59の3②	自治	80	—
81①②③	許可の取り消し、変更等の命令等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
82①	立入検査 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
83	地方公共団体に対する補助	規則59の3①	—	—	—	—
87	指定都市の長との協議 (都市計画を決定等するとき)	規則59の3①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治	○		
自治			
自治	○		
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			

2-㉔ 法令名： 都市計画法(S43法100)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
87の2③ ④	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の決定)	規則59の 3①	—	自治	—	—
<87の2③ ④>	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の変更)※21②において準用	規則59の 3①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			

2-②①

法令名： 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(S42法103)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
6②	環境大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7	—	—	—	—
6③	経済産業大臣からの意見聴取 (鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			

2-㉔

法令名： 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(S41法45)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					備考
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
	【道路管理者としての権限】								
5①③	特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等	令5	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-㉔

法令名： 首都圏近郊緑地保全法(S41法101)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5②	環境大臣及び経済産業大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則6	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			

2-30

法令名： 流通業務市街地の整備に関する法律(S41法110)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
26①	処分計画について協議し同意すること (施行者：都道府県)	規則27	—	自治	—	—
26②	施行計画の届出受理 (施行者：都道府県)	規則27	—	自治	—	—
43	都道府県又は市町村に対する技術的援助	規則27	規則27	自治	—	—
44②	必要な措置を講ずべきことを求めること (施行者：都道府県)	規則27	規則27	自治	—	—
44④	承認の処分の取り消し又は変更 (地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業)	規則27	—	—	—	—
46①	農林水産大臣及び経済産業大臣への協議 (流通業務地区等に係る都市計画の決定等への同意しようとするとき)	規則27	—	—	—	—
46②	行政機関の長への協議 (都道府県が定める処分計画への同意しようとするとき)	規則27	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			

2-31 法令名： 地方住宅供給公社法(S40法124)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
5②	定款の変更の認可(地方公社)	規則36	—	—	—	—
9	設立の認可(地方公社)	規則36	—	—	—	—
12④	監事からの意見を受けること	規則36	—	自治	12④	—
26②	業務方法書の変更の認可	規則36	—	—	—	—
36②	解散の認可(地方公社)	規則36	—	—	—	—
37の4	清算人の就職の届出の受理	規則36	—	—	—	—
38の2③④	裁判所に対し地方公社の解散及び清算に関し意見を述べること。	規則36	—	—	—	—
38の3	清算終了の届出の受理	規則36	—	—	—	—
40①	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと(地方公社)	規則36	—	自治	40①	—
41	監督上必要な命令をすること(地方公社)	規則36	—	自治	41	—
42①	業務等の停止等を命ずること(地方公社)	規則36	—	自治	42①	—
42②	認可を取り消すこと(地方公社)	規則36	—	—	—	—
<12④>	監事からの意見を受けること(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	12④	—
<27>、43③	事業計画及び資金計画の承認等(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	—	—
<32①>	地方公社の提出する財産目録、貸借対照表及び損益計算書の受理(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		
自治	○		
自治			
自治	○		
自治			
自治			

2-③① 法令名： 地方住宅供給公社法(S40法124)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
〈40①〉	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	40①	—
〈41〉	監督上必要な命令をすること(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	41	—
〈42①〉	業務等の停止等を命ずること(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	42①	—

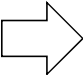


権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治	○		
自治	○		
自治	○		

2-32

法令名： 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(S39法145)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
5の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域について都市計画の決定等に同意しようとする場合)	省令15	—	—	—	—	
<5の2②>	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業について都市計画の決定等に同意しようとする場合)※6②において準用	省令15	—	—	—	—	
24②	施行者から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること(府県が施行)	省令15	—	自治	—	—	
38①	施行者に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	省令15	自治	—	—	
39①	施行者に対し報告等を求め、必要な勧告等を行うこと(府県が施行)	省令15	省令15	自治	39①	—	



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【国土交通大臣の権限】							
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53③I	令53③	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
79①	指定区間内の一級河川の管理を都道府県が行おうとするときの認可	令53③II	—	—	—	—	—	—
79②	都道府県知事が、管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意	令53③III	—	—	—	—	—	—
	【河川管理者としての権限】							
6①Ⅲ	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条1項に掲げる区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
6②	高規格堤防特別区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
6③	樹林帯区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
6④	6条1項3号の区域、高規格堤防特別区域、樹林帯区域の指定等に係る公示	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
6⑤	6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
6⑥	樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
9①	河川の管理	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
12①④	河川台帳の調製、保管	令53①	—	—	—	法定 (2)②	—	—
14①②	ダム等の操作規則の制定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
15	操作規則の制定等に係る他の河川管理者に対する協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
16の2① ～⑦	河川整備計画の制定(変更)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
16の3① ③	市町村長が工事を施行する際の協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
17①②	兼用工作物の工事等の協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
18	工事原因者の工事の施行等の指示	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
19	附帯工事の施行	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
20	河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
21①③④	工事の施行に伴う損失の補償	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
22①～⑥	洪水時等における緊急措置	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
22の2① ⑤	高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
23、40①	流水の占有の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
24	河川区域内の土地の占有の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
25	河川区域内の土地における土石等の採取の許可	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
26①③～ ⑤、40①	河川区域内の土地における工作物の新築等の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					備考
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
27①④⑤	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可 (特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
28	竹木の流送等の許可	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
29①②	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
30①②	ダム等の工作物の完成検査	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
31①②	工作物の用途廃止の許可、原状回復命令	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
33③	許可に基づく地位の承継の届出を受けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
34①	許可に基づく権利の譲渡に係る承認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
37	工作物に関する工事の施行	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
38	水利使用の申請があった場合の関係河川使用者への通知(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
39	関係河川使用者の意見の申出を受けること(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
42②～④	損失の補償に係る裁定(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
43①⑥	損失防止施設の設置に係る確認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
44①②	ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に係る措置に関する指示(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
46①	ダムの操作状況の通報を受けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	
47①②④	ダムの操作規程の承認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	

➔

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
49	ダムの操作に関する記録の提出を求めること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
50②	管理主任技術者の選任の届出を受けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
51	兼用工作物の維持及び操作について特別の定めを すること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
52	洪水調節のための指示	令53①	—	—	—	法定 (2)②	—	—
53①③	渇水時における水利使用の調整に関する必要な情 報の提供	令53①	—	—	—	法定 (2)②	—	—
53の2① ～③	渇水時における水利使用の特例の承認	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
54①④	河川保全区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
55①	河川保全区域における行為の許可(特定水利使用 の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
56①③	河川予定地の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
57①②	河川予定地における行為の許可(特定水利使用の 一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
58の2① ②	河川立体区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
58の3① ④	河川保全立体区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
58の4①	河川保全立体区域における行為の許可(特定水利 使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
58の5① ③	河川予定立体区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
58の6① ②	河川予定立体区域における行為の許可(特定水利 使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

2-33 法令名： 河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
66	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
67	原因者負担金の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
68②	附帯工事に要する費用の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
70①	受益者負担金の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
70の2① ②	特別水利使用者負担金の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
74①②③ ⑤	負担金、流水占用料等の督促、強制徴収	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
75①～⑦	監督処分(許可・承認の取消し・変更等)(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
76①③	監督処分に伴う損失補償(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
77①	河川監理員の任命、権限行使	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
88	許可を受けたものとみなされるものからの届出を受けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
90①	許可等に条件を付すこと(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-34

法令名： 共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【道路管理者としての権限】							
3②③	都道府県公安委員会の意見をきくこと (国交大臣の共同溝整備道路の指定に対し意見を述べるとき)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
4	共同溝整備道路における許可等の制限	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
5①②④	関係公益事業者の意見を求めること等 (共同溝の建設について)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
6①	共同溝整備計画の作成	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
7①~④	共同溝の占用予定者に意見書の提出を求めること等	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
8	共同溝の建設廃止等	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
11①②	共同溝管理規程を定めること等	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
12②、14①	共同溝の占用の許可	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
17	共同溝の占用許可に基づく権利義務の譲渡の認可	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
18①	公益物件敷設の届出を受けること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
19	工事の中止等を命ずること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
23	共同溝の占用予定者等の負担金を収入とすること	令9	—	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-③④ 法令名： 共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
	【国土交通大臣としての権限】									
3①②④	共同溝整備道路の指定	令9	—	—	—	—	法定(2)①			

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-35

法令名： 新住宅市街地開発法(S38法134)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
22①	住宅供給公社が定めようとする処分計画の認可等	規則27	—	自治	—	—
22②③	都道府県が定めようとする処分計画の同意等	規則27	—	自治	—	—
40	新住宅市街地開発事業に関する技術的援助	規則27	規則27	自治	—	—
41①	施行者である住宅供給公社に対する監督	規則27	—	自治	—	—
41②	施行者である都道府県に対する監督	規則27	規則27	自治	—	—
41④	造成宅地等に関する権利の処分に係る知事がなした承認の取消等	規則27	—	自治	—	—
42	施行者に対する報告の徴求、勧告等	規則27	規則27	自治	42	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治	○		

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
23①	不動産鑑定業者の登録申請書の受理	規則42①I	—	自治	—	—
24	不動産鑑定業者の登録	規則42①II	—	自治	—	—
25	不動産鑑定業者の登録の拒否	規則42①III	—	自治	—	—
<24>	不動産鑑定業者の変更登録※27④において準用	規則42①II	—	自治	—	—
<25>	不動産鑑定業者の変更登録の拒否※27④において準用	規則42①III	—	自治	—	—
26③	不動産鑑定業者の登録換えの通知	規則42①IV	—	法定(7)	—	—
27②	不動産鑑定業者の変更登録申請書の受理	規則42①V	—	自治	—	—
28	事業実績概要書等の受理	規則42①VI	—	自治	—	—
29①	廃業等の届出の受理	規則42①VII	—	自治	—	—
30	不動産鑑定業者の登録の消除	規則42①VIII	規則42①	自治	—	—
31①②	不動産鑑定業者登録簿等の供覧等	規則42①IX	—	自治 法定(7)(*)	—	—
32②	登録申請手数料の徴収	規則42①X	—	—	—	—
41	不動産鑑定業者に対する監督処分	規則42①XI	規則42①	自治	—	—
43①~③	不動産鑑定業者に対する聴聞等	規則42①XII	—	自治	—	—
44	不動産鑑定業者に対する監督処分の公告	規則42①XIII	規則42①	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-36

法令名： 不動産の鑑定評価に関する法律(S38法152)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
45①	不動産鑑定業者に対する報告の徴求及び立入検査	規則42① XIV	規則42①	自治	45①	—
46	不動産鑑定業者に対する助言及び勧告	規則42① XV	規則42①	自治	—	—
17①③	不動産鑑定士の登録等	規則43① I	—	—	—	—
18	不動産鑑定士の変更の登録	規則43① II	—	—	—	—
19①	不動産鑑定士の死亡等の届出の受理	規則43① III	—	—	—	—
20①	不動産鑑定士の登録の消除	規則43① IV	規則43①	—	—	—
40①～③	不動産鑑定士に対する懲戒処分	規則43① V	規則43①	—	—	—
42	不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価等に対する措置要求の受理	規則43① VI	—	自治	—	—
43①～③	不動産鑑定士に対する聴聞等	規則43① VII	—	—	—	—
43④	土地鑑定委員会への意見聴取	規則43① VIII	規則43①	—	—	—
44	不動産鑑定士に対する懲戒処分の公告	規則43① IX	規則43①	—	—	—
50	不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収及び助言等	規則43① X	規則43①	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○		
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		

(*)国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7)国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-⑳ 法令名： 宅地造成等規制法(S36法191)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
3③	都道府県知事が宅地造成工事規制区域を指定するときに報告を受けること	規則31	—	—	—	—	法定(7)			
〈3③〉	都道府県知事が造成宅地防災区域を指定するときに報告を受けること※20③において準用	規則31	—	—	—	—	法定(7)			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

- ・ 法定受託事務とするメルクマール

(7)国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-38 法令名： 住宅地区改良法(S35法84)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(市町村)	規則18	—	—	—	—
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(都道府県)	規則18	—	—	—	—
〈公営住宅法44①③、46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(市町村)※29①において準用	規則18	—	—	—	—
〈公営住宅法44①③、46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(都道府県)※29①において準用	規則18	—	—	—	—
32	市町村又は都道府県から、住宅地区改良事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助の求めを受けること	規則18	規則18	自治	32	—
33①	市町村長(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18	規則18	—	—	—
33①	都道府県知事(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18	規則18	—	—	—
34	市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18	規則18	自治	34	—
34	都道府県に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18	規則18	自治	34	—
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(市町村)	規則18	—	—	—	—
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(都道府県)	規則18	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		
自治			
自治			

2-③⑨ 法令名： 下水道法(S33法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
2の2⑦～⑨	流域別下水道整備総合計画に係る協議等(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23 I	—	—	—	—
4②～⑥	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る協議等	規則23 II	—	自治	—	—
25の3②、④～⑦	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る協議等	規則23 III	—	—	—	—
37①	指示(下水道管理者)	規則23 IV	規則23	自治	—	指示(I)(37②)
37②	指示(都道府県知事)	規則23 IV	規則23	自治	—	指示(I)(37②)
39①	報告の徴収	規則23 V	規則23	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治		指示(I)	
自治		指示(I)	
自治	○		

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 指示

(I)その他、個別の法律における必要性から特別に国が指示することができる場合

2-④⑩

法令名： 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定 区域に関する都市計画を定めるとき等)	省令15	—	—	—	—	自治			
〈3の2②〉	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に関する都市計画を定めるとき 等)※4②において準用	省令15	—	—	—	—	自治			
18②	施行者から工業団地造成事業に関する施行計画の 届出を受理すること	省令15	—	自治	—	—	自治			
28①	施行者に対し必要な措置を講ずべきことを求めるこ と	省令15	省令15	自治	—	—	自治			
29①	施行者に対し報告等を求め、必要な勧告等をするこ と	省令15	省令15	自治	29①	—	自治	○		

2-④① 法令名： 特定多目的ダム法(S32法35)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
31①③	特定多目的ダムの操作規則を定めること等	規則10 I	—	—	—	—	法定 (2)②			
32①	危険防止のために通知し、必要な措置をとること。	規則10 II	—	法定 (2)②	32①	—	法定 (2)②			

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-④② 法令名： 高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
	【国土交通大臣の権限】					
6	高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、その他管理等	規則9	—	—	—	—
7①②	高速自動車国道の区域の決定及び供用の開始等	規則9	—	—	—	—
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9	—	—	—	—
8①～④	兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等	規則9	—	—	—	—
11の2①②⑤	高速自動車国道との連結許可	規則9	—	—	—	—
11の5②、11の6	連結許可等に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等	規則9	—	—	—	—
11の7	連結許可等に条件を付すこと	規則9	—	—	—	—
〈道路法71①～③〉	連結許可等に対する監督処分等 ※11の8において準用	規則9	—	—	—	—
13①②	特別沿道区域の指定	規則9	—	—	—	—
14②～⑥	特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等	規則9	—	—	—	—
15①②	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償	規則9	—	—	—	—
〈14⑤⑥〉	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等※15③において準用	規則9	—	—	—	—
〈13①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域の指定 ※16において準用	規則9	—	—	—	—
〈14②～⑥〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等※16において準用	規則9	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
自治			
自治			
法定(2)①			
法定(2)①			

2-④② 法令名： 高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
〈15①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償※16において準用	規則9	—	—	—	—
17②	高速自動車国道の入口等への道路標識設置	規則9	—	—	—	—
18	高速自動車国道への立入等の違反行為者に対する措置命令	規則9	—	—	—	—
19①	道路監理員に処分違反者に対する措置命令権限を行わせること	規則9	—	—	—	—
20①、20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9	—	—	—	—
21①②	国及び都道府県の負担すべき兼用工作物の費用等に係る工作物管理者との協議・決定	規則9	—	—	—	—
〈8③〉	兼用工作物の管理者と協議して費用を定めること※21③において準用	規則9	—	—	—	—
23①	道路に関する調査等	規則9	—	—	—	—
〈道路法95の2②〉	区画線を設ける場合等の公安委員会との調整※24の2において準用	規則9	—	—	—	—
25①	道路法の適用	規則9	—	—	—	—
	【道路管理者としての権限】					
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9	—	法定(2)①	—	—
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
自治			
自治			
自治			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			
自治			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務